大阪市告示第1420号

次の施設について、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第５条第２項の規定により読み替えられた同条例第４条第２項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第５条第２項の規定により読み替えられた同条例第４条第３項の規定に基づき告示する。

令和８年10月23日

大阪市長　　横　山　英　幸

施　設　名	年　月　日	供用時間
大阪市立中央区民センター	令和８年12月６日（日）	午後５時00分から 午後９時30分まで

（中央区役所市民協働課）